

## 令和8年度 第1回安城市市民参加推進評価会議 議事要旨

日時	令和8年5月20日(水) 午後2時30分～午後4時	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	寺田会長、小鹿副会長、神谷委員、久米委員、杉浦委員、今永委員、瀬野委員、山本委員 (欠席：古田委員、藤井委員)
	事務局	大見市民生活部長、杉浦市民協働課長、竹内市民協働課長補佐兼市民協働係長、市民協働係(石川、幸田、平野、島)
次第	1 市民憲章唱和 2 会長挨拶 3 議題 (1) 市民参加対象事項の評価について (2) 市民参加対象事項の実施状況について (3) 市民参加を求めない事項について (4) 対象事項以外の市民参加について 4 その他 次回の開催予定について	

### 今回の会議の目的

- ・令和7年度における市民参加対象事項の取組実績の確認・評価

### 議事要旨

(司会)

本日は、お忙しいところ安城市市民参加推進評価会議にご出席いただきありがとうございます。会議に先立ちまして、4月の人事異動により、職員が代わっておりますので、紹介をさせていただきます。

#### **【職員紹介】**

それでは、本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。ご欠席のご連絡をいただいております委員は、古田委員です。また、5月より安城市小中学校PTA連絡協議会からの出席が、吉田様から藤井様に交代となりましたが、本日は欠席となっております。

ただいまの出席委員は、安城市市民参加条例施行規則第11条第5項に規定します委員の、半数以上に達しており、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、ただいまから令和8年度第1回安城市市民参加推進評価会議を開催いたします。

### **1 市民憲章唱和**

(司会)

次第1「市民憲章唱和」 市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。  
なお、市民憲章については、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

**【市民憲章唱和】**

ありがとうございました、ご着席ください。

## 2 会長挨拶

(司会)

続いて、次第2「会長挨拶」寺田会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長)

本日はお忙しいところ、令和8年度第1回市民参加推進評価会議にお集まりくださ  
いましてありがとうございます。市民参加とは市の施策や企画立案、実施および評価  
の各過程において、市民が関わり、市民が主役の自治の実現を目指しているところ  
でございます。4月には令和7年度の市民参加の実施を完了した7つの市民参加対象事  
項についてご評価ありがとうございます。本日は安城市犯罪予防者支援条例を始めと  
して多くの対象事項があり、それぞれに工夫した市民参加が実施され、委員の皆様方  
よりいろいろ意見をいただいております。お手元に評価結果が出ていますので一度見  
ていただければと思います。この評価結果を踏まえまして、それぞれの担当課におか  
れましては、この会議で決定する評価内容を受け、次の計画の策定や見直しの際の市  
民参加に生かしていただければと思っております。

今日は限られた時間ではございますが皆様には貴重なご意見をいただければと思  
います。どうぞよろしくをお願いいたします。

(司会)

それでは、次第3「議題」に移らせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご発言をする場合、必ず挙手をしていただき、指名  
された後、マイクを持ってご発言いただくようお願いいたします。

ここからの進行は、寺田会長をお願いいたします。

## 3 議題

(会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。議題(1)「市民参加対象事項の評価  
について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

**【資料の確認】**

【令和7年度市民参加対象事項の評価の流れ 説明】

【評価・意見にあたっての留意事項 説明】

【対象事項の評価の進め方 説明】

【対象事項 説明】

(会長)

本日欠席の委員がおりますが、事前にすべての委員から評価をご提出いただいております。事務局からの説明に対してご意見、評価の変更を希望される方はご発言願います。

(副会長)

No. 3の安城市環境基本計画の改定について、一つ目の意見を出させていただきました。資料5の4ページになります。郵送かWebか、どちらがより効率的に回答が得られるかを知りたいという意図で質問を出させていただきました。それに対する回答みると、郵送が22%、Webが16.9%、事業者も郵送が29.3%、Webが16.3%と回答いただきましたが、計算の仕方が、それぞれ市民の郵送が352、Webが271です。それを配布資料全体数の1,600で割った割合になっています。この算出方法に少し疑問に感じます。郵送が例えば352枚、352の回答があれば100%の回答率になります。そのため、分母をそれぞれの郵送かWebかの数で割らないと正確な割合は出ないと感じました。

(事務局)

担当課に配布資料1,600の内訳を確認して、後日回答いたします。

(副会長)

市民参加の推進全般に関するご意見ということで、同じく資料5の8ページ1と2を出させていただきました。一つ目は、パブリックコメントの0件0人という結果を見ると、委員としては参加手法に問題があったのではないかと、周知ができていないのではないかとしか捉えられません。閲覧しても意見を出さなかったのか、元々閲覧をしていないのか、そこが把握できるといいと思いました。回答を見ると閲覧数の把握は難しいということですが、今後タッチパネルを置いてボタンを押してから閲覧するとか、何か工夫ができればありがたいと感じています。閲覧数がどれだけあったのか、それに対する回答がなかったのか、全く見ていないのかを知ることができれば良いと感じております。

二つ目は、パブリックコメントや審議会、あるいはeモニターのどれがどのように優位性があるかと思ひ質問させていただきました。eモニターにおいては、回答率が高く意見を出しやすいということで今後ウエイトを占めていくと思ひます。基本計画でもeモニターを指標にしているところもありました。

回答の「良い意見」というのは市にとって良い意見という意味なのでしょうか。「より適切」という文言の方が良いと感じました。

(事務局)

まず一つ目のご意見に関しては、市公式ウェブサイトの計画掲載ページの閲覧数としては、どれぐらいの方がそのページを開いたかは分かりますが、そこに載っているPDFが開かれたかまでは把握ができません。また、公共施設等に置いている紙媒体での計画に関しては、どれだけの方が見ているかは把握が難しく、全体として何人の方が閲覧したかは、現状把握できません。今後ICTの活用などが進んでいくと、何かしら方法があるのかもしれませんが現状このような回答となっております。

続いて二つ目の市民参加の手法による優位性についてのご意見ですが、こちらに記載のとおり意見の優位性はございません。各課がどのような意見をどのタイミングで欲しいかによって、適切な市民参加を用いて計画等の策定を行っております。eモニターに関して、各課が判断した良い意見を取り入れるという表現になってはいますが、各課が判断した「適切な意見」という表現に変更することを検討したいと思ひます。

(会長)

紙媒体等の計画を閲覧した方の名簿とかはつけないのでしょうか。入札契約書とかですと、名簿がついていたりしますが、そういうものがあると人数把握できそうな気がします。

(事務局)

現状、市民協働課が出しているガイドラインにはパブリックコメントのやり方の例としては、閲覧者名簿の様式などの掲載はしていないので、おそらく各課がパブリックコメントを実施する際に名簿の作成はしていないと思ひます。ただ、計画書を貸し出す場合の貸出簿は作成している課もあるかと思ひます。

(委員)

全体的にはよく整った制度でしっかりとできていると私自身は評価させていただいています。その上でパブリックコメントがどうしても課題になってくると感じています。どこの市町村も最近パブリックコメントの在り方について課題を抱えていると感じるためコメントさせてもらいます。

今出てきた意見のように、IT化を進めるなどの工夫をすることが大事ですが、誰がどれだけ見たか測りに行くというと、目的と手段が何か変わってしまうと思います。そうではなく、ガイドラインを通じて部署の人に周知していくときに、いかに適切なところにパブリックコメントを置くのかとか、件数が0だったとしても、効果があるところに置いて、きちんと伝わっていれば問題ないと思います。本質的な問題としては、各課がこの市民参加に対するマインドがあまり高くない可能性があり、とりあえずパブリックコメントもやっておけばいいやという雰囲気は往々にしてあると思います。パブリックコメント自体をなくすという必要はありませんが、そこは何か違うやり方をするのか、あるいは今後また意見が0件だった場合に、本当にこの市民参加の手法や設置場所が適切であったのかきちんと振り返りをして欲しいと思います。意見が0件だったから意見がないというのは乱暴であり、それは絶対違うと思います。意見がないということは、伝わっていないという可能性が高いと思います。

もう一つは、これだけAIが普及しお金をかけずいろいろな周知方法があるので、短い動画や要約、漫画みたいなものを作ってみようといった発想はあるのでしょうか。要は伝わらなければ意味がないので、伝えやすくする工夫、ぱっと見てわかりやすく関心を持ってもらう工夫をする余地が何かあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

(事務局)

まず一つ目の適切なおところに置くというご意見について、市民参加を推進するためのガイドラインには、必ず設置する場所の記載があり、あとは計画内容に関心のある方が来る場所など、適宜追加してもらうように周知しています。確実に置かなければいけないところしか置いていなかったり、対象の方に伝えるという意識がもしかすると低い可能性もあると思います。そこに関しては、市の職員に対して報告書の内容を踏まえたうえで市民参加を実施するように周知してきます。

(委員)

きちんとやっているとは思いますが。パブリックコメントは0件だったけれども、どういう周知をしたかというプロセスをきちんと丁寧に可視化すれば、意見0件だと「きちんと市民参加できていない」ということではなく、計画を見たけれど提出する意見がなかったと考えられます。例えば環境基本計画は、関連する人に説明をして、チラシを配布して分かりやすくしたということであれば多くの方が見ているので、それを記載していただきたいです。

(事務局)

先ほどいただいた二つ目のご意見に関しては、今回環境基本計画では子ども版を作

成するなど工夫をしています。意見が出ないということは、周知不足のほか、内容が伝わっていない可能性もあることから、先ほどご意見にもあった動画や要約で「伝える方法」を今後考えていく必要があると感じます。各課で取り組んだ良い事例などを今後、市民参加を行う部署に参考にしてもらえるように周知ができればと思います。

(会長)

No. 5の「安城市水道事業経営戦略の見直し」を×「要見直し」と評価しました。資料1の修正を見ると実際にはこれだけの回数の審議会を実施しているのですね。そういうことであれば、×「要見直し」から△「おおむね適切である」に評価の修正をさせていただきます。

(委員)

e モニターとパブリックコメントの募集を絡めることは可能ですか。また、そういうことはされていますか。

(事務局)

昨年度の12月頃に市民協働課でeモニターを実施しました。内容としては、主にパブリックコメントという制度の認知度を測るもので、後半部分はその時点で各課が実施しているパブリックコメントの周知という意味合いも含め実施中のパブリックコメントの掲載ページのURLを掲載したほか、意見記載欄も設けました。

(委員)

e モニターのページからパブリックコメントに対する意見を出すことのできるページにたどり着くことができるということですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

そうすると、例えば、資料1の2ページのところで、eモニター登録者が1,031人、回答者933人で、見て回答している人は933人いるわけです。パブリックコメントも意見があればそこから意見できるけれど、特に意見がなければ意見しないということでしょうか。

(事務局)

そうです。資料1の3ページに市民参加のスケジュールという表が載っております。

今回市民安全課の対象事項に関しては6月にeモニター、11月にパブリックコメントを行っております。6月のモニターは条例を作る前段階の市民の意見・傾向を把握するもので、11月のパブリックコメントは、案として出来上がった条例に関する意見を求めるものというように、時期と内容が異なります。

(委員)

意見がないのか、そもそも見てもないのか、見ても意見がないのかという問題が問われているかと思えます。例えば、eモニターだったら1,000人登録して900人が答えるツールなので、見てもらって、意見があればそこから発言します。意見がなければ、1,000人の人が見て、900人は意見がなかったという結果になるのではないかと思います。ウェブサイトですと、見ているのか、見ていないかの数が把握できないということですが、このeモニターを活用すれば、閲覧数の把握にも使えるのではないかと感じました。

(事務局)

市民協働課が行ったeモニターですと、各計画等のURLと意見欄を掲載しましたが、そこを通じて計画等の掲載ページを閲覧したかどうかについては技術的にできるかわかりません。ただ、各パブリックコメントについて出た自由意見は参考になると思えます。

(委員)

本当は厳密に何件という数字が必要なわけではないと思えます。ここでいう0件というのがどういう0なのかがわからないというところを問われています。こういうツールで1,000人が登録していて900人が答えるようなものを使い、その中に意見が出せる状態を作っても0件だったということであれば、それでも意見が出なかったというデータになるのではないかと考えました。「技術的に難しいです」というような今の回答だと、「あの数字は使えるのではないか」というようなブレインストーミングにもならないのではないかと感じました。一市民としては、1,000人が登録しているツールで900人の人が回答する内容でも1人も発言がなかったということであれば、周知した結果意見がなかったと受け止めます。

(委員)

eモニターの質問は選択式だったイメージがあります。パブリックコメントとeモニターの違いについて改めて教えていただきたいです。

(事務局)

e モニターアンケートは、1,000 人程度の登録者が年 10 回ほどあるアンケートに回答し、回答数に応じて商品券がもらえます。回答率が 90%と非常に高く、「傾向」を知ることができるという特色があります。それに対して、パブリックコメントは出来上がった計画案等への意見ですので回答へのハードルの高さがあります。昨年の 12 月の市民協働課が実施した e モニターは、パブリックコメントの認知度を図るために実施しました。

(副会長)

昨年度の市民協働課の e モニターは、各課の計画等の URL が掲載されており、それに対して基本計画について意見が欲しいという内容でした。URL から入って計画を見て、皆さん意見を出したと思います。e モニターは担当課によって、アンケートの質問内容等は毎回変わりますが、最後に自由に意見を記載する欄があります。

(委員)

私も e モニターを何年もやっており、使い方も分かっていてイメージができています。1,000 人が登録し 900 人の人が回答しているツールで答えてもらえる環境も作ったけれど意見が 0 件だったという結果が数字として出せるのであれば、閲覧数を把握したいときに e モニターのようなものを使ってもいいのではないかと思います。先ほどの意見を出しました。「技術的に難しい」とか、「e モニターに登録している人はそういう人たちではない」と言っていると、いろいろな良い案が出てこないと思います。せっかくそういうツールがあるなら、ついでに使い、「こういう取り組みをこのように周知しましたが、意見は 0 件でした」という回答の材料ができるのではないかと思います。

(委員)

パブリックコメントは、そもそも計画等が出来上がった状態で見られるため、なかなかそれに意見をしたり、いいなと思っても意見せず終わると思います。私たちが見ても「ここがちょっとおかしいんじゃないか」と、アイデアを言える状態ではありません。計画等を読んだのか、読んでいないかが分からない意見 0 件が問題であるなら、「計画等を読んで賛同いただける方は、いいねボタンを押してください」とするのはどうでしょうか。技術的にはできると思います。「計画を読んで賛成だから意見をしない」を拾い上げる仕組みがあると良いと思います。

(委員)

I n s t a g r a m などのように、気軽に応援の気持ちも込めて「いいね」ができると、パブリックコメントの閲覧数の把握にもつながり、良いのではないかと思います。

した。

(会長)

意見0件は、全然見てないのか、見たけれど意見がないのかが判断できるようなものができるといいです。

(事務局)

それでは、評価結果を集約させていただきます。スクリーンをご覧ください。

〈評価結果をスクリーンに表示〉

以下、合計点の変更

No. 5 合計点 17点→18点 (最終評価 ○から変更なし)

(会長)

この評価結果についてご意見等はございますか。

〈意見なし〉

それでは、スクリーンの結果をお手元の資料4「令和7年度完了市民参加対象事項(実績)に対する委員評価結果」とし、本会議としての評価結果とすることとしてよろしいでしょうか。

また、資料5「令和7年度における市民参加対象事項の取組実績に対する評価結果報告書(案)」の2ページ、3ページに評価結果を反映させ、対象事項への意見部分については、訂正事項を反映させたものを本会議における意見内容として、市長へ報告することとしてよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

続きまして議題2市民参加対象事項の実施状況について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

**【対象事項1～4 中間報告】**

(会長)

ただいまの説明について、何かご意見等はございますか。

私から一つ質問があります。資料6の11ページの「あんジョイプラン11」について概要では審議会、パブリックコメント、アンケートを予定されていたのが、令和7年度にパブリックコメントは実施せずワークショップを実施したことになっています。これは今年度にパブリックコメントを実施するということでしょうか。

(事務局)

当初の予定から、ワークショップが追加されました。また、今回の資料は令和7年度の実績となっており、パブリックコメントは令和8年度に実施予定です。

(会長)

それでは、次に進みます。議題(3)「市民参加を求めない事項について」事務局より説明願います。

(事務局)

【市民参加を求めない事項について 説明】

(会長)

法令に基づいてやっていることで、特に意見を言えるような余地はないと思います。ただいまの説明について、何かご意見等はございますか。

〈意見なし〉

続いて、議題(4)「対象事項以外の市民参加について」事務局より説明願います。

(事務局)

【対象事項以外の市民参加について 説明】

(会長)

ただいまの説明について、何かご意見等はございますか。

〈意見なし〉

これについてもご承認いただけるということでよろしいですね。

本日の議題については、皆様のおかげをもちまして、以上となります。

#### 4 その他

(司会)

続きまして、次第4「その他」について説明いたします。

(事務局)

【次の開催予定について 説明】

(司会)

次第4「その他」につきましては、以上となります。それでは最後に市民協働課長の杉浦からお礼のことばを述べさせていただきます。

(課長)

本日も貴重なご意見をいただきありがとうございました。本日審議いただき決定した評価結果を市民参加推進評価会議の評価結果として、市長へ報告し、資料及び議事録とあわせて公表させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回安城市市民参加推進評価会議を終了いたします。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

## 会議の承認事項

- 令和7年度における市民参加対象事項の取組実績の評価

合計点が15点以上⇒○(適切である)、15点未満6点以上⇒△(おおむね適切である)、6点未満は×(要見直し)

No.	対象事項	評価内容			合計点 (10名)	最終評価
		○(2点)	△(1点)	×(0点)		
1	安城市犯罪被害者等支援条例の策定	7	3	0	17	○
2	第5次安城市子ども読書活動推進計画の策定	9	1	0	19	○
3	第2次安城市環境基本計画の改定	8	2	0	18	○
4	第2次安城市雨水マスタープランの見直し	5	5	0	15	○
5	安城市水道事業経営戦略の見直し	8	2	0	18	○
6	安城市生涯学習推進計画(生涯学習・スポーツ)の策定	9	1	0	19	○
7	安城市文化振興計画の見直し	6	4	0	16	○

## 今後の対応・検討事項

- パブリックコメント閲覧数の把握方法の検討